

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」に対する意見等

〔 社団法人 第二地方銀行協会
平成 18 年 3 月 22 日 〕

1. 営業時間について（施行規則第 16 条第 3 項第 1 号）

新たに追加された「その他の事情」とは、どのような事情を想定しているのか。
営業時間の変更事由が従前より緩和されたと理解してよいか。

2. 許可申請書の添付書類（施行規則第 34 条の 34 第 1 項第 5 号）

許可申請の際に、銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況および当該者の配置の状況を記載した書類を添付することとなっているが、銀行代理業の適正な業務運営や法令等遵守のための研修等に時間を要することから、業務開始までに研修を終了する見通しがある場合には可とするなど、弾力的な取扱いをしていただきたい。

3. 許可基準（施行規則第 34 条の 37 第 1 項第 3 号、第 6 号）

取扱い可能な事業性貸付商品として、預金等担保貸付および規格化された貸付商品が認められているが、銀行代理業制度の運用に当たっては、銀行代理業者による利益相反や優越的地位の濫用等の状況をモニタリングしつつ、地域金融の安定および利用者保護の観点からの適正な業務遂行の確保に十分留意願いたい。

4. 許可基準（施行規則第 34 条の 37 第 1 項第 3 号）

「資金の貸付け業務に従事した者」とは、単に書類の取次ぎのみを行い、全く審査業務を経験したことがない者でもよいのか。貸付け業務といっても、その業務範囲は広く、どのような貸付け業務に携わった経験のある者が該当するのか確認したい。

5. 防犯体制について（施行規則第 34 条の 34 第 1 項第 14 号）

許可申請書の添付書類として、営業所の間取図に防犯カメラの設置状況や警備状況が含まれているが、取扱う業務の内容に応じた防犯体制を整備すればよいのか。例えば、単に書類の取次ぎのみを行う営業所においては、顧客から金銭その他の財産の交付を受けるような営業所と同様の防犯体制でなくてもよいのか。

6. 事業者向け貸付について（施行規則第 34 条の 37 第 1 項）

アパートローンが事業者向け貸付に該当するか否かについては、貸付の相手先が事業者（例えば不動産業者）か個人（個人事業者を除く）かで判断されると考えてよいのか。

また、個人が資産運用目的でアパートローンを借る場合には、消費者向け貸付になると考えてよいのか。

7. 兼業承認基準（施行規則第 34 条の 37 第 1 項第 6 号ハ）

「その他金融庁長官が定める者」とは、どのような者を想定しているのか。

8. 知識経験者の配置（施行規則第 34 条の 37 第 1 項第 3 号ロ）

「責任者」や「統括責任者」は常勤者である必要があるか。

仮に常勤者の場合、休みの際には代行者が必要となるのか。その場合、代行者の知識経験も問われるのか。

9. 体制整備（施行規則第 34 条の 37 第 1 項第 3 号ハ）

「預金・為替業務の代理を行う場合のオンライン処理その他の適切な方法により処理」の「その他の適切な方法」とは何か。

10. 利益相反的行為が行われる可能性が高い業種（施行規則第 34 条の 37 第 1 項第 3 号ニ）

「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受その他の信用の供与を行う業務」とは、貸金業者のことか。クレジット会社やリース会社は該当するのか。

11. 許可基準（施行規則第 34 条の 37 第 1 項第 3 号ホ）

「人的構成、資本構成、組織等により、銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれ」とは、具体的にどのような場合か。

12. 預金等との誤認防止（施行規則第 34 条の 45 第 3 項）

銀行代理行為を行う営業所の窓口は、兼業業務を行う窓口と分離する必要があるか。

13. 銀行代理業者が貸付業務を行う場合の銀行本体による審査（施行規則第 34 条の 63 第 1 項第 4 号）

「銀行代理業者が行う法第 2 条第 14 項第 2 号に規定する行為について、必要に応じて自らが審査を行うための措置」の「必要に応じて」とは、具体的にどのような場合か。

14. 届出事項（施行規則第 35 条第 4 項第 3 号）

銀行代理業者に対し、所属銀行の決算公告やディスクロージャー誌の縦覧を開始した旨の届出を都度求めることについては、事務的に煩雑であり、その必要性も乏しいと考える。

以 上